

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月20日
【会社名】	株式会社イーグルポイントゴルフクラブ
【英訳名】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯島 敏郎
【本店の所在の場所】	茨城県稲敷郡阿見町福田1668番地 5
【電話番号】	029 889 5001
【事務連絡者氏名】	業務課 富山 良光
【最寄りの連絡場所】	茨城県稲敷郡阿見町福田1668番地 5
【電話番号】	029 889 5001
【事務連絡者氏名】	業務課 富山 良光
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 240,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年12月15日に当社の半期報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、平成22年10月29日付を持って提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、当該半期報告書を組込情報とするため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は__罫で示してあります。

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月23日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月23日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第13期中)	自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	平成22年12月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月15日

株式会社イーグルポイントゴルフクラブ
取締役会 御中

公認会計士菊地事務所

公認会計士

菊地 隆 印

公認会計士武藤会計事務所

公認会計士

武藤 浩 司 印

私達は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、私達の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私達は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私達に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私達は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私達は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失が発生しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消し、又は改善するために前期からの経営計画の実行をしてもなお継続的な営業損失が発生しているため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

会社と私達との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。また、中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自他は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月10日

株式会社イーグルポイントゴルフクラブ
取締役会 御中

公認会計士菊地事務所

公認会計士 菊地 隆 印

公認会計士武藤会計事務所

公認会計士 武藤 浩 司 印

私達は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私達の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私達は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私達に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私達は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私達は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失が発生しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消し、又は改善するために前期からの経営計画の実行をしてもなお継続的な営業損失が発生しているため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。
2. 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は有形固定資産の減価償却方法を変更している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年10月6日の取締役会において、第三者割当による普通株式の発行に関する決議をした。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年10月6日の取締役会において、上記普通株式の払込金額の資本金組入に伴う資本金増加額分の減少に関する決議をした。

会社と私達との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。また、中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自他は含まれておりません。